

加市民の質問に対し、市民の問合せや要望に応えるため、市内にその窓口となる事務所を開設すると明言しました。また、平成26年2月に出された中央新幹線環境影響評価準備書に対する川崎市環境影響評価審議会審査結果（市長意見に反映）は「関係住民の問合せ窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置し、その周知を図ること」としていました。以上のように市は明確に環境保全事務所の早期設置を明確に求めていました。

2 しかしながら、JR東海が平成26年4月に提出した中央新幹線環境影響評価補正書（川崎市）で、「工事の実施にあたっては、地元の皆様からの工事に関わるご意見等を直接お伺いする窓口を設置し、ご質問に対し丁寧に対応させて頂くことで、ご理解をさらに深めて頂けるよう努めて参ります。川崎市内の窓口については、工事実施計画の認可の時期に合わせて、設置したいと考えます」との曖昧な見解を示しています。始めから工事事務所としての小規模な窓口の設置しか考えていなかったとしか思えません。

3 もとより、工事事務所は大規模で長期間の工事が行われる市内5か所の非常口に隣接して設置すべきものであり、今回的小規模な窓口は工事事務所としての役割も果たせないと考えます。故に、今回設置された窓口は大規模事業による深刻な影響を被る市や市民の要望や期待を裏切る重大な約束違反です。

4 神奈川環境保全事務所（相模原）でのJR東海の対応は、問合せ訪問者の切実な要望に応えるものではありません。訪問者の人数も3人に限定され、また文書での回答も拒否しています。市内の準備書説明会では、市民から「椅子は寄贈するから人数を増やしてほしい」との意見が出たほどです。

5 JR東海には、市や市民の声を理解し、リニア計画を柔軟に改善する姿勢が全く感じられません。今回の「神奈川工事事務所川崎分室」設置はその象徴であると言えます。